

令和7年度第2回日進市障害者自立支援協議会議事要旨

日 時 令和7年9月18日（火）午後2時～3時52分

場 所 日進市中央福祉センター 大会議室（北）

出席委員 平澤恵美、川本賀津三、森田沙弥香、磯村有美、澤田勢津子、涌田裕一、山本かおり、岡田倫和、近藤文子、松尾俊明、菅原淳、瀧本由美、山村結加里、斎藤礼子（敬称略）

欠席委員 林和子、新長修、木村文博、河端祐子、岩月千里、大石葉子、大井智治（敬称略）

アドバイザー 竹田晴幸（尾張東部圏域地域アドバイザー）（敬称略）

事務局 高見紀子（福祉部次長兼地域福祉課長）、藤田綾子（同統括保健師）、櫻木順子（同主任主査）、市川英子（介護福祉課長）、大澤紀夫（同課長補佐）、岩城佳寿（同主任主査）、鈴木敦詞（子育て支援課長）、小出佐和子（同主幹）、宇佐美香津美（地域生活支援センター長）、日岡由季枝（同係長）、西岡きくの（同係長）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 4人

議事事項等

- 1 あいさつ
- 2 議 事
 - （1）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の評価(令和6年度実績)について
- 3 尾張東部圏域地域アドバイザーからの情報提供について
- 4 その他

発言者	内 容
	1 あいさつ
会 長	次第2 議事に入ります。 議題（1）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の評価(令和6年度実績)について事務局より説明をお願いします。
事務局 (介護福祉課)	資料1、資料2、資料4を用いて説明
会 長	ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等ございますか。
委 員	資料1と当日追加資料4の目標6に関連してですが、前回の協議会で事業所に聞き取りをしていただきたいと意見させていただき、先日介護福祉課に相談支援事業所の存続の意味と経営、運営についてお話を聞いていただく機会を持っていただきました。相談支援事業のみで自立した運営が難しい状況です。 収入の仕組みとして、毎月コンスタントに報酬が入ってくるわけではなく、サービスの利用計画を作成した時、モニタリング報告書

委 員	を作成した時に報酬が入ってくる仕組みになっています。 ただ、それ以外にも、相談員が訪問したり、何か困り事があった時には電話対応もありますが、その対応には報酬がつかない仕組みなので自立した運営が難しく、市に補助金や業務委託等をご検討いただきたいとお伝えしました。 今回の回答として、基幹相談支援センターによる事例検討、研修会の企画については、すぐに相談できる体制があるので、とても助かっています。しかし目標に掲げている充実強化として、財政的な支援をお願いできたらと考えています。 日進市としての意見を改めて伺いたいのと、一体的管理運営とはどのような体制を指しているかを教えていただけたらと思います。
事務局 (介護福祉課)	先日ヒアリングをさせていただいて、事業負担や問題等を把握させていただいた上で、どのような対応ができるか、基幹相談支援センターを交えて体制の構築を検討させていただきたいと思います。 また一体的管理運営について、加算があるかも含めて、改めて市として確認させていただき、基本相談から計画相談に至るまで基幹相談支援センターの支援の流れも含めて協議・検討させていただきたいと思います。
会 長	私の事業所でも相談支援事業をやっていますが、名古屋市の場合は計画 1 件につき報酬の半分程度の補助金がついています。 そもそも相談支援の仕組みとして事業所運営ができるようにはなっていません。相談員 1 人で 150 件担当されている相談員であれば、自分の給料分くらいは稼いで運営できると思います。介護保険のケアマネジャーの場合は毎月報酬がついてくるのですが、残念ながら障害分野の場合は計画を立てた時のみとなります。毎日電話をかけてくる方や在宅訪問が必要な方もいらっしゃいます。計画を立てた月以外も相談員は相談に乗っていますが、報酬がつかないという構造の問題だと思います。事情を加味しながら、フォローできる仕組み作りが必要だと思いますが、残念ながら今の制度ではカバーできるような体制にはなっていないのが現状です。 いくつかの市町村は補助金をつけているので、日進市として提供できるかはわかりませんが、相談員が大きな役割を担っているということを理解する必要もあるのかと思います。 気になったのは、基幹相談支援センターの相談件数が 1 年間に 12,657 件、1 日に平均すると 50 件の相談に対応されています。相談員は 14 人いらっしゃるの、1 人あたり 3、4 回相談と考えるかもしれませんが、その他に計画も立てたり、訪問をしたりと考えると、基幹相談支援センターに 14 人の相談員がいても負担が大きいのではと思っています。

会 長	中川区の場合には基幹相談支援センターから、年に2回相談員の訪問があり、聞き取りをさせていただきます。そしてその場で事例検討会もやり、その他に1ヶ月に1回、相談支援の集まりもあります。それぐらい現場の相談員は疲弊しがちで大変な仕事です。1人でたくさんケースを抱えており、ご家族がいろいろなことを心配されている中で相談員の役割は大きいと考えると、サポート体制を作っていくことが重要だと思います。 ケアマネジャーが1か月30件給付管理するなら障害の計画相談も同様にやるべきであるという考えは理不尽であると思うので、見直しをして日進市がどのような体制で相談を行っていくか検討していただければと思います。 相談支援体制の充実強化という目標を立てているので、相談員を配置したから今年度の目標は達成ではないと思います。相談支援事業所と基幹相談支援センターも含めて、どのような体制づくりをしていけば運営できるのかをご検討いただければと思います。
アドバイザー	長久手市の、地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定委員をしているのですが、そこで防災・防犯・福祉・保育・医療は必要になった方にとってはあってよかったと必ず言われるので、内容や質を大事にしていきましょうと合意形成がなされました。 目標6の就労説明会が全くわからない、難しいという声は、ぜひ言っていただきたいなと思っていて、今協議している内容もわからないと思ったらわからないですと言っていただけるいいと思っています。 相談支援は今、尾張東部圏域の中で、尾張旭、長久手、東郷、豊明は相談員の人数が増えており、瀬戸は今厳しく、基幹相談支援センターのみの状況です。 この差が生じている理由は2つあり、委託相談として委託費をつける市町と、協働モデルの事業展開を行っている市町となります。 令和6年度の報酬改定で加算項目が増えており、機能強化型1という基本報酬と、主任相談支援専門員配置等加算の種類が26種類あり、細かく取っていけば自立して運営できてきたという事業所が県内でもいくつかあります。 委託費をつけるには時間もかかり難しいと思うのですが、協働モデルの方は取り組みやすいと思っています。 長久手・豊明については、協働モデルを社会福祉協議会の基幹相談支援センターと特定相談支援事業所で組み、基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置し、機能強化型1の報酬を取れるような体制があるので協定を組めば、協定を組んだ事業所が同じ報酬を得られます。

アドバイザー	経験の長い相談員を市町で確保でき、熟練した相談員のフォローアップができるのでぜひ検討していただければと思います。
委員	当法人で今年度から相談支援をやらせていただいています。 当法人の理事長も介護福祉課に相談させていただきましたが、相談支援が追いつかない現状が利用者の中から見えてきたので、当法人の事業をご利用中の利用者様から相談を充実させていこうという思いから、赤字覚悟で始めさせていただきました。 相談員２人体制なので、相談件数は本当に少ないのが現状です。まだ利用者は１９名程度ですが、目指せ４０名、６０名と頑張っていこうと思っておりますが、人件費の支払いが発生するため、他の事業にしわ寄せが行くのが現状で、日進市には経営状況をご理解いただけたらと思っております。
会長	他にご意見ございますか。
委員	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修（国研修）に参加しまして、協議会でお話した方がいいのではと思った内容がありましたのでお伝えします。 支援のプロセスが個別支援計画の目標や支援内容に反映されることが重要という話題がありました。 現在、相談員への個別支援計画報告義務がありますが、事業所と相談支援の連携が背景だと思います。 計画の共有のみが義務ではなくて、事業所側に連携が必要であるという意識が必要であると思います。現在日進市では事業所連携にヘルピーネットを活用していきたいという動きがあるので、計画を共有しながら一人の利用者さんを支援する複数の関係機関が連携を図れるようになるといいと思いました。 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の質を問われている話題もあり、私も何年かサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修のファシリテーターを務めている中で、基礎研修を受けに来る方でも現場の経験がほとんどなく、勤続年数のみ満たして受講される方が多いのが現状です。 現場の経験がないため、計画を立てるプロセスについてこれない方が本当に多数いらっしゃいます。 基礎研修を受けた後は２年間のＯＪＴをその事業所で行って受けて、実践研修を受けてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置という仕組みになっているのですが、このＯＪＴ期間にほとんどＯＪＴされてない状態で実践研修に受講される方も一定数いらっしゃいます。 研修の受講要件にも問題もあるではと感じてはいますが、質を上げる前に、人材育成できる人材がいないという課題もあり、日進市

委 員	でどう取り組んでいくかも課題であると考えています。 また、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者や管理者は孤独で、辞めていかれる方も多いと思うので、事業所を超えた横の繋がり強化は重要ではないかという話題もあったので、市内の事業所の交流の場で意見交換ができるようにして、人材が定着する仕組みを作らなければ質の向上には繋がらないと思います。交流の場を通して連携できるような仕組み作りを目指すべきと感じました。 当事業所で強度行動障害のある方の支援をしており、愛知県の伴走型コンサルテーション事業も申し込んで取り組んでいます、一部成果が見えてきています。 兆しを感じながらも自宅では、かなり切迫していて、毎日のようにお母さんが「生きているのがつらい。この子がいなければ…」と連絡ノートに文面として書かれていて、自宅に帰ったら何か起きてしまうのではと切迫した1日を過ごしている方も中にはいらっしゃいます。 先日、精神科の入院は強度行動障害のある方は対象外になると報道され、今後は訪問看護で対応していくと方針が示されていました。訪問看護での支援も必要であると思いますが、日進市として緊急時の対応についても検討できるといいと感じました。 もう一点、サービスの支給量が適正かという話題が出ていて、本人のニーズなのか、家族のニーズなのか、意思決定支援の視点で考えた時にサービス支給量のバランスが適正なのかを考えていかなければいけないと感じましたので、併せてご報告させていただきます。
会 長	ありがとうございました。 いくつかポイントがあったかと思いますが、1点目は人材育成できる人材の育成ですね。 目標7に関わってくる部分かと思いますが、今後どのように日進市で検討していくかとですが、以前アンケートを行った覚えがありますが、掘り起こしていただいてどのようなニーズがあるのかについて再度整理していただけるといいかと思っております。 2点目は家族への支援についてですが、強度行動障害のある方のご家族への支援も含めて、どのように支援をしていくのか、支援者に対する支援、家族に対する支援が結果的にご本人に対する支援に繋がっていくと思います。 3点目は緊急時対応ですね。精神科病院では難しくなっても精神科病院に頼るしかない状況になってくると思うのですが、地域生活支援拠点では対応が難しいと思うので、緊急時にどこに助けを求めたらいいのかガイドラインのようなものを検討してもいいと思い

会 長	ました。 サービスの支給量の問題についても話題に挙げていただきましたが、サービスの量の増減に関連して目標 7 により近い内容かと思いますが、目標 3 の地域生活支援拠点の充実という部分にも大きく関わってきますが、伴走型コンサルテーション事業も含めて事務局で何か取り組みがあれば教えていただけますか。
事務局 (介護福祉課)	今ご質問は、目標 3 の強度行動障害の支援についてでよろしいでしょうか。
会 長	いくつかの内容がありましたので、今どのような取り組みがあるのか、どのようにお考えなのか等をご回答いただければと思います。
事務局 (介護福祉課)	強度行動障害に関しての取り組みとしましては、愛知県の伴走型コンサルテーション事業の活用や、市内事業所と医療機関、障害者相談支援センター、市の関係部局で情報交換会をさせていただいて、現状抱える課題や対応について交流会形式で意見交換をする機会を設けさせていただきました。 対象者に向けた県の調査については 9 月に実施しておりまして、市としましては来年度の障害福祉計画の見直しに伴うアンケートの実施を考えております。 サービス支給量につきましては、指定特定相談支援事業所でサービス等利用計画を立てる上で、適正なサービス量で立てていただいて、市で決定するという流れで取り組んでおりますが、相談員に状況確認したり、必要に応じて審査会に出席していただいて必要性等を説明していただき、審査員から意見いただいて決定したりしております。
事務局 (地域福祉課)	お話を伺いながら、緊急時の対応として地域生活支援拠点が使えるのかと思ったのですが、会長から、地域生活支援拠点事業ではやりきれないのではとお話がありました。方向性を考える上でどのような意図だったかを教えていただけますか。
会 長	お話を聞いた感じでは、ご自宅での対応が困難な強度行動障害のある方を一度も対応したことがない施設の職員さんで対応しきれないのではないのかというのが私の意図です。 現実的にご家族でも対応が難しい方を想像した時に、精神科病院での対応が一番安全ではないかと感じました。 精神保健福祉士協会や病院の動向はいかがでしょうか。
委 員	精神科病院で働いておりますので、強度行動障害の方が精神科入院の対象にならないという話に驚きました。 確かに服薬で行動が改善されるものではありませんが、レスパイト目的での入院や行動障害のある方は複数の事業所で期間を区切

委 員	って支援を分担して何とか生活されている方もいらっしゃるので、病院がその選択肢からなくなったらどうするのか、入所施設で行動面がエスカレートしてきたら一旦入院をと相談も来ますので、その方法が取れなくなってしまうと困るだろうと思っています。 確かに強度行動障害の根本的な治療ではないですが、服薬したり、施設で対応を組み直す時間稼ぎのように病院を使っただいただいてもいいかと思っているので、それができなくなったらどうなるかと心配しています。
会 長	現状としては、まだ病院で受け入れをしてくださっているということですね。 地域生活支援拠点の利用については、ケースによって使える時もあるとは思いますが、今回のようなケースは利用が難しいと思います。 教育委員会や特別支援学校では何かご家族からお聞きされていますか。
委 員	ご家族がご対応に困られているケースは、当特別支援学校の中では聞かれませんが、どちらかというと将来に対してのまだ焦りがない方が多いです。 今のところ学校の中で対応できています。
委 員	保護者の支援は学校教育課でもさせていただきますが、お子さまの障害に関することが多く、経済的な問題や保護者自身の相談については、子育て支援課や女性相談に繋いでいます。先ほどのような重い事例については私の方で扱ったことはございません。
会 長	母が追い詰められて虐待に繋がっていくケースは最近報道されることもあります。権利擁護の視点から何かご意見をお願いします。ご家族向けの支援や、日進で対応に苦慮されている保護者向けの支援がありますか。
委 員	虐待対応研修会等も実施していますが、虐待防止法は養護者支援メインの法律です。虐待に至ってしまった家族への支援は虐待認定が入口で、通報があったときに虐待を受けた本人支援と同様に、養護者支援をどう展開するか、関係者がどうチームを作っていくかが重要であると考えていて、研修についても検討中です。
会 長	権利擁護部会でも協議していける議題ではないかと思いますが、虐待が起きてしまっているといけないので、保護者も強度行動障害支援者研修を受けてもいいのではという話にもなるのではないかなとも思います。 何か皆さんご意見ご発言いかがでしょうか。
委 員	強度行動障害はよく耳にしますが、そもそも発達障害が先天性の障害だと思います。

委 員	しかし、生まれた瞬間に、強度行動障害の子はいないと思うので、成長につれて、育った環境によって強度行動障害となってしまうと思います。 強度行動障害となってしまうのは仕方ないかもしれませんが、せめて軽減してあげられるように、療育で親が関わり方、その子の特性を知らないと思えば支援はできないと思います。 支援は人対人だと思うので、大変な状態で事業所に預けるのではなく、いい状態で預ければ、気持ちよく支援してもらえるかなと常に心がけて子育てをしています。 問題が起きたときの対処法を教えてもらえる相談窓口が少ないと思います。 ご飯を食べなくて困った時に事業所に相談しても、正直答えをもらったことがなくて自分で試行錯誤しました。小さな相談でも相談できるところが日進にあるといいと思います。小さな取り組みが、家庭の中での安心に繋がって、家族への支援も質の高いものになってくると思うので、大人になった時の行動障害が少しでも和らぐのではないかと考えています。
会 長	基幹相談支援センターの役割に繋がるかとは思いますが、気軽にお話ができるような体制作りをご検討いただければと思います。
委 員	計画の質について実は平成 24 年に、当時全員が計画作成の対象となり、どう質を担保するかが課題になりケアマネジメント部会で協議した覚えがあるので、再度検討してもらってもいいのかなと思います。 障害者福祉センターができた時に子どもから大人まで相談できるというコンセプトとしましたが、これもケアマネジメント部会の中でどのようなものかいいかと真剣に検討しまして、それまで部門毎で動いていた相談支援に一貫性を持たせて、生涯に渡って支援していけるような体制を作っていこうと話をした覚えがあるので、また皆さんと検討できるいいと思っています。
会 長	具体的にゆりかごから墓場までではないですが、市だけではなく、事業所とともにご検討いただければと思います。
事務局 (介護福祉課)	評価シートにつきまして会議後に整理させていただきますが、今後の修正等の確認については、会長一任という形で修正してもよろしいでしょうか。
委 員	(承認)
会 長	先に進めます。 次第 3 尾張東部圏域地域アドバイザーからの情報提供について、尾張東部圏域地域アドバイザーより説明をお願いします。
アドバイザー	資料 3 を用いて説明。

事務局 (介護福祉課)	就労選択支援の日進市の状況ですが、市内には就労選択支援の事業所がありません。 そのような場合には従来の就労移行支援事業所で就労アセスメントを受けることができることになっていますので、引き続き利用していただくことになると思います。
会 長	ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等ございますか。 アンケートの結果にもあるように、ケアマネジャーは定着している事業所が多いけど、障害の分野は運営面の難しさもあり、相談員は苦勞されているのかと思います。 相談員がどのような情報を持ってらっしゃるか、誰と繋がっているかは支援を受けている方の今後の生活にも大きく関わってくると思うので、相談員の育成はとても大事だと思うのですが、脆弱で大丈夫なのかと気になっています。 基幹相談支援センターのみだけでなく、日進市で人材育成をどう進めていくか、そもそも部会の見直しもしなければならないのではとも思っています。 特定相談支援事業所も頑張っているとは思いますが、情報量が圧倒的に違うと思います。 新しい事業予算が増えている中で、事業所に対して何ができるのかについても部会で議題に上げていただきたいと思います。 自立支援協議会のあり方についても検討していければいいかと思っております。 続きまして、次第7「その他」に移ります。 事務局から何かありますか。
事務局 (センター)	次回の協議会は、1月20日（木）午後2時から中央福祉センターで予定しておりますのでよろしくお願いします。
会 長	以上でよろしいですね。 委員の皆さまには、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、事務局に進行をお返しします。
事務局 (センター)	会長ありがとうございました。 これで、第2回日進市障害者自立支援協議会を終了します。 本日は活発なご議論を頂き、ありがとうございました。